

七尾市 認定こども園入園のしおり

- 1.認定こども園とは
- 2.入園までの流れ
- 3.教育・保育給付認定
- 4.教育認定（1号認定）
- 5.保育認定（2・3号認定）
- 6.入園の申し込み方法
- 7.入園後



1.認定こども園とは

幼稚園（教育）と保育園（保育）の機能や特長を併せ持つ施設であり、「幼稚園利用対象の子ども」と「保育園利用対象の子ども」とが、基本的に同じクラスで教育または保育を受けます。

2.入園までの流れ

（保育認定を受ける場合）申請基準（2ページ参照）を満たしているかを確認
↓
見学などをして希望する園を検討し、「教育・保育給付認定申請書」を受け取る
↓
「教育・保育給付認定申請書」を、入園を希望する園または市に提出
↓
申請内容により、市が教育・保育給付認定を決定、「支給認定証」を交付
↓
入園

3.教育・保育給付認定

入園するには、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定	年齢	区分
教育認定	満3歳以上	1号認定
保育認定	満3歳以上	2号認定
	満3歳未満	3号認定

} 申請基準（保育を必要とする理由）を満たす必要があります

4.教育認定（1号認定）

幼児期の教育を行うため、日中、家庭で育児ができない場合（共働き世帯など）に限らず、満3歳以上であれば入園することができます。なお、利用できる時間は園によって異なります。

5.保育認定（2・3号認定）

（1）申請基準（保育を必要とする理由）

保護者（父・母ともに）が以下の理由に該当し、日中、家庭で育児できない場合に入園することができます。なお、利用できる時間は園によって異なります。

①就労	自宅内・外で就労をしている場合。（月48時間以上） 就労日2週間前から入園可能です。
②妊娠・出産	妊娠中、もしくは出産後間もない場合。 （出産予定月とその前後2か月の計5か月） （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4か月から後2か月の計7か月）
③疾病・障害	育児に支障をきたす病気やケガ、または障害がある場合。
④親族の 看護・介護	親族を常時看護・介護している場合。（月48時間以上）
⑤災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に当たっている場合。
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っている場合。
⑦就学	職業訓練校等に就学している場合。
⑧育児休業	育児休業をしている場合。 新規入園をご希望のお子さんは、復職日の2週間前から入園可能です。（育児休業中は自宅で保育ができる期間であるため） なお、既に入園しているお子さんは育児休業中も引き続き入園可能です。 （自宅でも育児ができる期間であるが、子どもの環境の変化を防ぐために「引き続き入園していることが必要」と認められるため）
⑨その他	上記以外の理由で、市が認める場合。

（2）保育の必要量と認定期間

保育を必要とする理由によって、保育の必要量（1日あたりの利用時間）と認定期間（利用できる期間）が以下のとおり異なります。なお、認定期間や保育の必要量は、2・3号認定とも共通です。→[3ページ参照](#)

保育の必要量	1日あたりの利用時間
保育標準時間（フルタイム就労相当）	1日最大11時間
保育短時間（パートタイム就労相当）	1日最大8時間

※保護者の就労状況等に応じて、必要な範囲で利用できます。



No.	保育を必要とする理由	認定期間	保育の必要量		添付書類
			標準時間	短時間	
1	就労	小学校就学前まで (継続して就労する場合)	○	○	・就労(内定)証明書または自営就労申立書 ・就労状況がわかる書類(自営の場合のみ)
2	妊娠・出産	出産予定月とその前後 2か月の計5か月	○	○	・母子手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)
		(多胎妊娠の場合) 出産予定月の前4か月 から後2か月の計7か月	○	○	
3	疾病・障害	診断書等に記載されている期間	○	○	・診断書や療育手帳等の写し ※
4	親族の 看護・介護	診断書等に記載されている期間	○	○	・介護・看護状況申立書 ・診断書や介護保険被保険者証等の写し ※
5	災害復旧	(市へご相談ください)	○	○	・罹災証明書
6	求職活動	3か月間	—	○	・求職中の入園申込誓約書 ・求職活動支援機関等利用証明書 ・求職活動状況報告書(求職活動継続の場合)
7	就学	在学期間	○	○	・在学証明書等と時間割の写し
8	育児休業	育児休業期間	—	○	・育児休業期間がわかるものの写し
9	その他	(市へご相談ください)			

※対象となる方が、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当、障害基礎年金に該当する場合は、申請書にその方のマイナンバーを記載ください。手帳等の写しは原則提出不要ですが、市で状況が確認できない場合に提出を求めることがあります。

保育料の軽減等を受けられる場合があります。

- ①ひとり親世帯である場合
- ②離婚協議調停中である場合
- ③世帯に障害のある方がいる場合

→詳細は、別紙「保育料のご案内」または「副食費のご案内」をご確認ください。



6.入園の申し込み方法

入園の申し込みにあたり、保護者（父、母）と入園するお子さんのマイナンバーの記載が必要です。



(1) 令和6年4月1日入園を希望する場合

申込期間	令和5年11月1日（水）～令和5年12月1日（金）
申込先	各園
提出書類	(1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書 (2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	令和5年1月下旬に「支給認定証」、 令和5年3月に「保育料等決定通知書」を郵送します。

※ご都合により申し込み期間を過ぎた場合は、七尾市子育て支援課へご相談ください。

(2) 年度途中の入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	(1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書 (2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

(3) 市内に住所を有する方で、市外の認定こども園へ入園を希望する場合

申込期間	園が所在する自治体によって異なるため、お早めにご相談ください。 ※原則として入園は月初日、退園は月末日となります。
申込先	七尾市子育て支援課
提出書類	(1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書 (2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「保育料等決定通知書」を郵送します。

(4) 市外へ転出予定の方で、転出先の認定こども園へ入園を希望する場合

転出先の自治体での手続きが必要です。必要書類や申込締切日等を直接ご確認ください。

(5) 市外から転入予定の方で、市内の認定こども園へ入園を希望する場合

申込期間	入園希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	(1～3号認定共通) 教育・保育給付認定申請書 (2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類（3ページ参照）
入園の決定	入園までに「支給認定証」、「保育料等決定通知書」を郵送します。
留意点	七尾市に転入されてからの入園となります。入園希望日までに転入手続きを行ってください。

7.入園後

認定内容に変更があった場合は、変更申請が必要です。

(1) 認定区分の変更をする場合（1・2号認定を受けている方のみ）

申込期間	変更希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	(1・2号認定共通) 教育・保育給付認定変更申請書 (2号認定に変更の場合のみ) 認定に必要な添付書類(3ページ参照)
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。
例	専業主婦のため1号認定を受けていたが、就労が決まり、日中、家庭で育児が困難なため、2号認定に変更する
留意点	認定区分の変更は、保護者の就労状況等に客観的な変化があり、変更が必要な場合に行ってください。

(2) 保育を必要とする事由に変更が生じた場合

申込期間	変更希望日の10日前まで						
申込先	各園または七尾市子育て支援課						
提出書類	(1～3号認定共通) 教育・保育給付認定変更申請書 (2・3号認定のみ) 認定に必要な添付書類(3ページ参照)						
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。						
例	<table border="1"> <tr> <td>就労しているが、産休に入る</td> <td>認定理由</td> <td>就労 → 妊娠・出産</td> </tr> <tr> <td>就労していたが退職し、求職活動を行う</td> <td>理由</td> <td>就労 → 求職活動</td> </tr> </table> <p>※理由に応じて、利用時間(標準時間、短時間)も変更となります。</p>	就労しているが、産休に入る	認定理由	就労 → 妊娠・出産	就労していたが退職し、求職活動を行う	理由	就労 → 求職活動
就労しているが、産休に入る	認定理由	就労 → 妊娠・出産					
就労していたが退職し、求職活動を行う	理由	就労 → 求職活動					
留意点	「求職活動」のため入園しており、3か月以内に就労先が決まらず、求職活動の継続が必要な場合 → 認定理由に変更がないため、変更申請ではなく新規申請となります。手続きは、「6(2)年度途中の入園を希望する場合」を参照してください。						

(3) 保育必要量に変更が生じた場合（2・3号認定のみ）

申込期間	変更希望日の10日前まで
申込先	各園または七尾市子育て支援課
提出書類	教育・保育給付認定変更申請書 + 認定に必要な添付書類(3ページ参照)
変更の決定	変更希望日までに「支給認定証」を園経由でお渡しします。 保育料等が変更になる場合は「保育料等変更通知書」をあわせてお渡しします。
例	就労しており「短時間」で利用していたが、就労時間が長くなり、「標準時間」での利用が必要である

※ 市外の認定こども園に入園し、認定内容に変更があった場合は、まず七尾市子育て支援課までご連絡ください。

【お問い合わせ】

〒926-0811 七尾市御祓町1番地パトリア3階
七尾市健康福祉部子育て支援課 保育支援グループ
☎ 0767-53-8419